

司法部「行政許可プロセスにおける営業秘密及び機密ビジネス情報の保護強化に関する指導意見  
(請求意見稿)」に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
二. 3	<p>営業秘密や機密ビジネス情報に、個人情報が含まれていた場合のその情報の取り扱い及び秘密保持管理制度における管理要件をどのようにするのか、指導意見に記載いただくことを要望します。</p>	<p>営業秘密や機密ビジネス情報には個人情報が含まれている場合がある。しかし、本指導意見の第1項・第10項に記載の「反不正競争法」には個人情報の規定はないため、個人情報が含まれていた場合の取り扱いが不明瞭になっている。個人情報について、どのような取り扱い及び秘密保持をするのかを指導意見に記載して、誤った取り扱いにならないようにすべきである。</p> <p>個人情報については、各種ガイドラインの他、サイバーセキュリティ法、ネットワーク安全法、データセキュリティ法(草案)等により、営業秘密等とは異なって規定されているので、少なくとも「営業秘密や機密ビジネス情報に個人情報が含まれる場合、個人情報について関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。」等の記載は必要である。</p>
二. 4	<p>営業秘密や機密ビジネス情報が含まれるファイリング資料の定期的な棚卸、及びファイリング資料を廃棄する場合の取り扱い、について指導意見に記載いただくことを要望します。</p>	<p>ファイリング資料は定期的に管理状態を確認する棚卸を行って、営業秘密や機密ビジネス情報を適切な管理状態に維持すべきである。</p> <p>また、営業秘密や機密ビジネス情報を含むファイリング資料を廃棄する場合についてどのように対処するのか明確にすべきである。</p>
二. 6	<p>「6. 知り得る範囲を厳しく抑える。行政許可機関は、その把握している営業秘密と機密ビジネス情報について、業務上の必要に応じて最小の知り得る範囲内に厳しく限定し、・・・」と記載されるのを 「6. 知り得る範囲を厳しく抑える。行政許</p>	<p>「その把握している営業秘密と機密ビジネス情報」と記載されるが、本項は「6. 知り得る範囲を厳しく抑える。」ことを規定するものであり、「把握している営業秘密と機密ビジネス情報」を対象とする記載ではない。</p>

	<p>可機関は、その<u>知り得る把握している</u>営業秘密と機密ビジネス情報について、業務上の必要に応じて最小の知り得る範囲内に厳しく限定し、・・・」 と修正いただくことを要望します。</p>	<p>「知り得る」と「把握している」は「知り得る」の方がその対象とする範囲が広く、両者は異なる範囲を示している。「把握している」を本項の趣旨に合わせて「知り得る」に修正して、記載を一致させるべきである。</p>
<p>三. 9</p>	<p>「いかなる行政許可機関及びその職員も、秘密保持義務又は権利者の営業秘密と機密ビジネス情報の保持に関する要件に違反し、<u>把握している</u>営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾してはならない。」と記載されるうち、 「把握している営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾」について「<u>知り得た把握している</u>営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾」 と修正いただくことを要望します。</p> <p>また、本項の「営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾」と次の第10項の「知り得た営業秘密と機密ビジネス情報を漏洩」の関係を明確にするように、 「営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾してはならない。」について、 「営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾する等により漏洩してはならない。」 と修正いただくことを要望します。</p>	<p>(1)「把握している営業秘密と機密ビジネス情報」と記載されるが、「営業秘密や機密ビジネス情報」について他の条項では「知り得た」又は「知り得る」を用いており、他の条項と整合していない。整合させるべきである。例えば、次の第10項との関係では、本項は行政機関の義務、次の第10項はその責任を定めているので、互いに整合することが必要である。第10項では「知り得た営業秘密と機密ビジネス情報を漏洩した場合」と記載していることから、本項の「把握している」は「知り得た」と修正して、記載を一致させるべきである。</p> <p>(2)本項では「営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾してはならない。」と義務を定め、次の第10項では「営業秘密と機密ビジネス情報を漏洩した場合」の責任を定めているが、互いに異なる用語を用いているため、義務に違反したら責任を負う相互の条項の関係が不明瞭である。 「営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾」する行為を「漏洩」に含めて定義し、「<u>営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾する等により漏洩してはならない。</u>」と修正して、第10項との関連性を明確にすべきである。</p>

(以上)